



覚 書

池田市（以下甲という。）と（以下乙
という。）とは、乙が 年 月 日付け で甲に対し都市計画法第32条協議
申請した 池田市 他 筆 における開発行為及び
関連工事に関しては、下記の通り確認したので覚書を交換する。

記

1. 別紙公共施設管理者協議経過書及び設計書に基づく協議事項を乙は責任を持って行なうものとする。
1. 新たな問題が生じた場合は、乙と甲は協議し、乙は責任を持って問題の解決に当たるものとする。
1. 池田市に帰属される施設については、施工及び用地の帰属まで、乙の責任において処理するものとする。
1. 開発行為に伴う施工は、一切乙の費用で施工するものとする。

以上覚書の証として本覚書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 池田市城南1丁目1番1号
池田市
池田市長

乙

実印